

(別紙3)

「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」(平成21年7月1日付け21消安第2675号農林水産省消費・安全局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 馬インフルエンザ不活化ワクチン (<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)</u>第14条第1項若しくは第9項又は第19条の2第1項若しくは第5項の承認を受けた製剤の製造用株) (1)～(5) (略)</p> <p>2 馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合(アジュバント加)ワクチン (<u>法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を受けた製剤の製造用株</u>) (1)～(4) (略)</p> <p>3 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン (<u>法第14条第1項若しくは第9項又は第19条の2第1項若しくは第5項の承認を受けた製剤の製造用株</u>) (1)～(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 馬インフルエンザ不活化ワクチン (<u>薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を受けた製剤の製造用株</u>) (1)～(5) (略)</p> <p>2 馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合(アジュバント加)ワクチン (<u>薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を受けた製剤の製造用株</u>) (1)～(4) (略)</p> <p>3 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン (<u>薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を受けた製剤の製造用株</u>) (1)～(2) (略)</p>